

国庫補助活用し、特殊勤務手当を拡充 期間限定(2021.1～3)の措置

新型コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対し、国庫補助事業（2020(R2)年度中の緊急的な措置）が行われることを受け、病院局は、補助事業を活用し、補助対象となる病院において、期間限定（2021.1～3）の特殊勤務手当の拡充を行うこととしました。「院内感染防止業務手当」（全職種）、「夜間・休日コロナ病床安定運用手当」（看護職）として、既存の手当と併せて支給されます。ただし、補助対象にならない病院（こども、がん、粒子線、神戸陽子線）には、同じ業務を行っても支給されないため、組合は2/10、病院局に抗議を行いました。

*国庫補助事業の対象となる医療機関：コロナ患者の受入
病床を割り当てられた医療機関（病床使用率25%以上）

1. 院内感染防止業務手当（全職種：臨時的任用職員、会計年度任用職員含む）

業務区分		感染症防疫 作業手当	受入医療機関勤務手当 【院内感染防止業務手当】	備考
コロナ患者 対応業務	直接接触等	4,000円/日	2,000円/日	区分は感染症 防疫作業手当 と同様
	物件処理等	3,000円/日	1,500円/日	
上記以外で、院内感染防止を 徹底しつつ行う業務(※)		—	1,000円/日	新設区分

(※) 以下の要件のいずれかに該当する場合に支給

①院内感染対策委員会、ICT、AST等における直接的な院内感染対策業務

②新型コロナウイルスに係る院内感染対策のための研修を受講し、その内容を踏まえ、院内感染対策を徹底しつつ行う疑似患者対応等への対応業務

※業務上、直接患者に接することがない職員であっても、自所属の中で職員間の感染防止に取り組む場合を含む

③新型コロナウイルスに係る院内感染対策マニュアルに基づく②に準ずる業務

拡充される手当

2. 夜間・休日コロナ病床安定運用手当（看護職：臨時的任用職員、会計年度任用職員含む）

業務区分	夜間看護等手当 又は宿日直手当	受入医療機関勤務手当 【夜間・休日コロナ病床安定運用手当】	備考
準夜勤務 (深夜2h以上4h未満)	3,400円/回	3,000円/回	区分は夜間看護 等手当と同様（2時間未 満区分を除く）
深夜勤務 (深夜4h以上)	3,900円/回	3,000円/回	
2交替勤務 (深夜全部勤務)	7,500円/回	6,000円/回	
その他勤務 (深夜2h未満)	2,400円/回	—	
平日・休日夜間当直① (深夜全部を含む)	7,400円/回 ※5時間未満半額	6,000円/回	当直中に超過 勤務が発生し た場合でも当 初の割振時間 で区分
平日・休日夜間当直② (上記以外)		3,000円/回	
休日の日勤帯の み当直		—	

※当該手当を支給する場合は、常に夜間看護等手当又は宿日直手当との併給になる。12月29日から1月3日の勤務に対して支給する夜間看護等手当（年末年始手当）との併給も可